

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29 年－ 22 (29. 7.14)	総 務	<p><b>「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法の改正に係る意見書の提出について</b></p> <p>▶陳情理由</p> <p>(1)「共謀罪」の成立要件を改めた、テロ等準備罪を新設する改正組織犯罪処罰法（以下「本法」という。）は、日付をまたぐ与野党の攻防の末、6月15日朝、参院本会議で可決・成立した。市民や学者の中にも「なぜ今必要なのか分からない」（立法事実がない）、「表現の自由や内心の自由が侵害されるのではないか」といった懸念が強く示される中、与党は、本法を会期末までに無理やり成立させるため、「良識の府」であるはずの参議院で、法務委員会の採決をすっ飛ばす「中間報告」という名の数の力に頼った強引な手法を選んだ。国会における委員会も、国民から選ばれた議員による専門的な審議のために置かれている機関である。その審議を飛ばすということは、民主主義の冒瀆も甚だしく、憲政史上に禍根を残すものである。</p> <p>(2) 共謀罪とは、死刑・無期懲役・4年以上の懲役や禁錮の刑が定められた犯罪について、犯罪の準備段階で処罰できる法整備である。米国法でいうところのコンスピラシー（Conspiracy）が該当し、重大な犯罪を企図した「組織的犯罪集団」が、反社会的な行動を2人以上で「共謀」し、加えて、その内最低1人がその犯罪を実行するために何らかの行為（いわゆる徴表的行為、準備行為）をすることで成立する。</p> <p>これまで、犯罪の成立には、①構成要件該当性、②違法性、③有責性が必要とされ、このうち①構成要件として、原則的に、実行行為、結果、それらの因果関係、故意又は過失が必要とされてきた。これは、犯罪というのは、そもそも法益侵害の現実的具体的危険が生じなければ処罰の必要がないし、実行行為がなくても取り締まることができるとすると、証拠が薄いにもかかわらず逮捕・立件するなど冤罪の危険</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)

を生じさせるからである。ここに、いわゆる「行為主義」の意義がある。

しかし、本法では、共謀共同正犯とは異なり、具体的危険の生ずる実行の着手は要件とされない。共謀罪の犯人全員に、同一の刑罰を、合意した犯罪を自ら実行したときと同程度の重さで、正犯として処罰することができる。本法は、犯罪を準備段階から処罰できるとする点で、これまでの刑法秩序を根底から覆すものである。

(3) そもそも、なぜ本法は提案されたのか。与党は決まって、先進7カ国(G7)の中で日本だけが加盟していないとして、国際組織犯罪防止条約(IOC条約)締結のために、組織犯罪処罰法の厳罰化が必要だと説明する。また、東京五輪・パラリンピック開催を控え、「テロ対策が必要だ」としている。他方で、野党は現行法のままでも条約締結が可能だとしている。

一方、IOC条約を締結するために、各国が実際に立法起案作業をするための、国連の「立法ガイド」を執筆した刑事司法学者ニコス・パッサス氏は、「IOC条約はテロ防止を目的としたものではない」という重大な指摘をしている。氏は、本年6月3日にロンドン中心部で起きたテロなどを指し、「英国は長年IOC条約のメンバーだが、条約を締結するだけでは、テロの防止にならない」とも言う。これは、そのとおりであり、条約の締結がテロの防止になるものではない。テロ根絶のためには、現行の犯罪収益移転防止法などによる口座連結や、イミグレーション(出入国管理)などでのセキュリティチェックの厳格化を行い、対処することが重要である。

また、氏は、「新たな法律などの導入を正当化するためにIOC条約を利用してはならない」と警鐘を鳴らしている。氏はIOC条約について「組織的犯罪集団による金銭的な利益を目的とした国際犯罪が対象で、テロは対象から除外されている」と指摘している。「非民主的な国では、政府への抗議活動を犯罪とみなす場合がある。だからイデオロギーに由来する犯罪は除外された」と、起草過程からその理由を

説明している。

政府は、テロ対策も本法を立法する理由としている。今回対象となるのは277もの広い法律であり、その中には森林法も含まれる。森林法違反には、保安林でキノコを違法採取する罪が含まれるが、これはテロなのだろうか。どこかの高齢者が、夕飯のキノコご飯を楽しみに、友達とキノコ狩りに出かけると言い残し、保安林で間違っテキノコ狩りをしてしまった場合、これも共謀罪となり、森林法違反で逮捕されてしまうおそれがある。政府は、このような場合も、「相当の経済的利益を生じる場合もある」として、テロ対策の資金源になる可能性があるとして主張している。

TOC 条約締結、立法作業のための立法ガイドと乖離した法律が作られてしまった以上、本法成立には、立法事実上、重大な瑕疵がある。

**(4)** 上述のとおり、本法成立に関しては、これまでの刑法学の体系との整合性が問題となる。また、共謀罪の創設による犯罪の未然防止の効果には疑念が残る反面、表現の自由や内心の自由といった市民の権利・自由に萎縮効果をもたらすことが懸念される。

すなわち、共謀罪の創設によって、277もの多くの犯罪類型が、実行行為が存在しなくても処罰可能となるため、「実行行為に直接つながる行為をすることによって、法益侵害の現実的危険性を引き起こしたから処罰される」という従来の刑法学の基本的発想が崩れてしまう。また、共謀か否か、つまり、準備行為を行った者との関係を洗い出すため、人間関係などのチェックが必要とされ、捜査対象が拡大される「監視社会」への懸念、「共謀」の意図を探るため内心にまで踏み込んだ捜査がなされる懸念も広まっている。

デモにおける座り込みなどが、公務執行妨害などの共謀罪とされ、憲法の定める集会・結社の自由や表現の自由、思想良心の自由など、憲法上の人権カタログといわれる、憲法の核となる人権が侵害されるおそれが大きい。また、LINEでの連絡やfacebookでの「いいね！」すら、「共謀あり」とみなされる懸念が広がっている。

金田勝年法務大臣は2月23日、衆院予算委員会の分科会で、犯罪を合意（共謀）する手段を限定しない考えを明らかにした。民進党の山尾志桜里衆議院議員の「共謀は電話やメールなどでも認定され得るのか」という質問に、金田法務大臣は「特段、限定をしない前提で検討している」と答弁し、複数の人に同時送信するメーリングリストやLINEのグループメールでの合意が成立するかどうかについては、手段の限定は検討していないとした。山尾衆議院議員は「誰がどのタイミングでどんな内容を送っているのか。それを閲覧し、どう返信しているかを幅広く監視しなければならない」と指摘した。会議などでメンバーが対面して行う合意だけでなく、電話やメール、LINEで合意が成立する可能性を認めた。広い範囲で会話や通信が捜査対象となるおそれがある。

(5) 本法案の審議に当たっては、金田法務大臣の不見識ぶりが明らかになり、野党は、法務大臣の問責決議案も提出している。大臣が法案作成の全責任を負うはずなのに、「ご指摘の質問はいくぶん技術的な所がある。できましたら、刑事局長からお答えをさせていただきたい」として、官僚（法務省刑事局長）に丸投げで答弁させるケースも目立った。法務大臣自身が法案をきちんと説明できず、どうするというのか。

金田法務大臣も、「私はちょっと、私の頭脳というんでしょうか、ちょっと対応できなくて申し訳ありません」（2月8日の衆議院予算委員会）と発言しており、また、法案の成立までに十分な審議や説明が必要であるのに、「成案ができましたときにしっかりと説明していく」（2月17日の衆議院予算委員会）などと説明しており、審議・説明不足であることは明らかである。さらに、5月8日の衆議院予算委員会では、金田法務大臣は「一般人は刑事告発されても、捜査の対象にならない」等と信じられない答弁をしたが、刑事訴訟法においても、犯罪捜査規範においても、告訴や告発は捜査の端緒とされている。

今回成立した「テロ等準備罪」で組織的犯罪集団を処罰するには、2つの条件が必要となる。ひとつは2人以上による犯罪の計画である。そして、もうひとつは、少なくとも1人

による現場の視察や資金調達などの準備行為である。たとえば、テロ組織が航空機のハイジャックを計画し、メンバーの1人が航空券を購入した場合、計画と準備行為の2要件が整い、計画に関与した全員を処罰できる。一方、日常生活の行為と犯罪実行の準備行為を見極めるのは極めて難しい。外見では判断できず、「内心の監視・処罰につながる」との懸念がぬぐえない。

国会では、桜並木の散歩が、「花見目的か、下見目的か」が議論になった。これに対し、法務省刑事局長は、「計画に基づく行為かどうかに加え、携帯品などの外形的事情から区別される」としたが、法務大臣は、「花見であればビールや弁当を持っている。下見であれば地図や双眼鏡、メモ帳などを持っている」という答弁を行った。今どき、何をやるにもみんなスマホであるので、古典的な地図やメモ帳を使うかどうかはさておき、双眼鏡は、バードウォッチングにも使うはずである。野鳥愛好家がみんなで野鳥観察をしていたら、「下見の共謀だ」とでも言うのだろうか。法務大臣は最終的に、「外形的事情から直ちに下見目的の準備行為と認定できると考えているわけではない。客観的証拠や供述の裏付け証拠の有無、内容が重視される」と官僚の手助けを借りて答弁を訂正したが、捜査当局が、証拠に基づいて、どこまで慎重に捜査できるのだろうか。GPSによる捜査など、これまでも多くの違法捜査が行われ、最高裁でも違法な証拠収集と判断されている（刑事訴訟法上、違法になされた証拠は、証拠としての価値（証拠価値）を有しない。）。

(6) 法理論の中には、明確性の理論というものがある。すなわち、人権を侵害的に作用する法律は、それによって萎縮効果を生じないように、また誤って不利益を受ける者の生じないように、明確に規定されなくてはならないとする原則をいう。何をやったら犯罪かが明らかでなければ、一般市民は、一般予防として、法で何が禁じられるかを判断できない。また、恣意的な法の適用を招くおそれがあるから、法の内容は、明確に定まっていなければならないとするものである（漠然ゆえ無効の理論）。また、制約の程度が広すぎて、

制約が許されないものについてまで規制対象とするのも禁止される（過度の広範性ゆえに無効の理論）。

これらは、憲法第31条の適正手続の保障（デュープロセス）や、罪刑法定主義に由来するものである。

これまでの法務大臣の答弁でも発覚したように、本法は、どのような場合に対象となるか不明確で、かつ、適用対象も広すぎ、人権侵害も懸念され、これら法律の諸原則に反することは明らかである。

(7) 上述のとおり、共謀罪の創設によって、277 もの多くの犯罪類型が、実行行為が存在しなくても処罰可能となり、法益侵害の現実的危険性を引き起こしたから処罰されるといふ従来の刑法学の基本的発想が崩れる。また、共謀か否か、つまり、準備行為を行った者との関係を洗い出すため、人間関係などのチェックが必要とされ、捜査対象が拡大される「監視社会」への懸念、「共謀」の意図を探るため内心にまで踏み込んだ捜査がなされる懸念も広がっている。冤罪の懸念も強い。

ついては、県議会として、政府及び国の関係機関に対し、犯罪を計画段階から処罰する、いわゆる「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ改正組織犯罪処罰法を廃止し、同法の改正前の状態に戻すことを求める意見書を提出することをお願いしたく、本陳情を行なうものである。

#### ▶陳情趣旨

犯罪を計画段階から処罰する、いわゆる「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ改正組織犯罪処罰法が、6月15日に国会で可決・成立した。本法は、上記のとおり問題があるので、これを廃止し、改正前の状態に戻すことを求める意見書を、政府及び国の関係機関に対して、提出すること。